

**令和8年度 第1回  
市有地の一般競争入札売払  
募集案内書**

申込受付期間

令和8年7月1日（水）  
～ 令和8年7月8日（水）

入札日

令和8年7月29日（水）  
午後1時30分～

【問い合わせ先】

札幌市建設局総務部用地管理課

電話：011-211-2552（直通）

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yochikanri/nyuusatsu>

## ○ 目次

○ 令和8年度 第1回 一般競争入札売払物件リスト.....	3
○ 募集案内説明.....	4
① 入札申込受付期間・申込方法.....	4
② 入札資格.....	4
③ 申込に必要な書類.....	4
④ 売払条件.....	5
⑤ 入札保証金の納付.....	5
⑥ 入札・開札・落札者の決定.....	5
⑦ 契約保証金の納付、契約の締結.....	6
⑧ 売買代金の納入、所有権移転の登記等.....	6
○ 随時募集売払（先着申込者への売払）.....	7
① 申込資格・売払条件.....	7
② 対象物件.....	7
③ 売払価格.....	7
④ 申し込みに必要な書類.....	7
⑤ 申込方法.....	7
⑥ 契約者の決定・契約保証金の納付.....	7
⑦ 契約締結期限・契約時に必要な持ちもの.....	7
⑧ 物件の現地立ち会いと引き渡し・所有権移転の登記.....	8
⑨ 申込受付予定期間・申込先.....	8
○ 物件説明書・位置図・明細図.....	9
○ 公有財産売買契約書(標準様式).....	23
○ 契約時の主な留意事項.....	29
① 公有財産売買契約書の物件の表示.....	29
② 契約書で義務付けられている事項.....	29
③ 契約解除する場合の留意事項.....	29
④ 損害賠償.....	30
○ 申込書類の記入例.....	31
① 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書.....	31
② 入札保証金の納付書.....	32

③ 入札書.....	33
④ 委任状.....	34
⑤ 役員名簿（申込者が法人の場合のみ）.....	35
<b>○ 申し込み・入札時の必要書類チェック.....</b>	<b>36</b>
① 申し込みに必要な添付書類のチェック.....	36
② 入札執行日受付までに用意するもののチェック.....	36
<b>○ 入札執行の流れ.....</b>	<b>36</b>

## ○ 令和8年度 第1回 一般競争入札売払物件リスト

物件番号	所在	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)	入札保証金額(円)
N1	中止					
N2	札幌市北区新川西2条5丁目	685番110、685番115	宅地	362.83m <sup>2</sup>	16,180,000 円	500,000 円
N3	札幌市北区新川西2条5丁目	685番228、685番234	宅地	440.82m <sup>2</sup>	18,900,000 円	500,000 円
N4	札幌市北区新川西2条5丁目	685番87、685番93	宅地	350.10m <sup>2</sup>	15,620,000 円	500,000 円
N5	札幌市北区新川西2条5丁目	685番64、685番71	宅地	337.34m <sup>2</sup>	15,040,000 円	500,000 円
N6	札幌市北区新川西3条5丁目	685番19、685番27	宅地	311.32m <sup>2</sup>	14,600,000 円	500,000 円
N7	札幌市手稲区新発寒4条4丁目	1134番111	宅地	281.04m <sup>2</sup>	27,260,000 円	500,000 円

※地目は登記地目です。

※これらの物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

## ○ 募集案内説明

### ① 入札申込受付期間・申込方法

【受付期間】

令和8年7月1日(水)～令和8年7月8日(水)

【受付時間】

午前9時～午後5時(午後0時～午後1時を除く)

※土日祝日は除きます。

【申込方法】

申込に必要な書類を下記申込先まで持参するか、郵送により提出してください。郵送の場合は、受付期間内必着とします。

【提出先】

札幌市建設局総務部用地管理課

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地札幌時計台ビル10階

電話 011-211-2552

### ② 入札資格

次の項目に該当する方は、お申し込みいただくことができません。

- (1) 売買契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人等)
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4) 過去の市有地の申し込みにおいて、正当な理由がなく契約を締結せず、または契約内容を履行しなかった者で当該事実があった後、2年を経過していない者

### ③ 申込に必要な書類

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書【様式-N3】に、次の書類を添えて提出してください。提出書類に不備がある場合は受付できません。

なお、提出書類はお返しいたしません。

【個人が申し込む場合】

- ・住民票(本籍が記載され、マイナンバーの記載がないもの)…1通
- ・印鑑登録証明書…1通

【法人が申し込む場合】

- ・登記事項証明書(履歴事項証明書または現在事項証明書)…1通
- ・役員名簿(指定様式)…1通
- ・印鑑証明書…1通

※添付書類は、提出日より前3ヶ月以内に発行されたものといたします。

#### ④ 売払条件

【土地の引き渡し】

土地は現状のまま、売買代金の完納後、別途定める日に引き渡します。

【所有権の移転登記】

売買代金の完納後に札幌市が所有権移転登記を行います。

【公租公課】

所有権移転日以降に宅地に賦課される公租公課は契約者の負担となります。

【契約費用】

土地売買契約締結、及びその履行に要する費用は契約者の負担とします。

#### ⑤ 入札保証金の納付

物件リストに表示している入札保証金額を、市が発行する納付書により、指定する金融機関で納めていただきます。入札執行前までに忘れずに納めてください。入札当日は受付にて領収書原本の確認とコピーを提出いただきます。

落札者の入札保証金は契約保証金へ充当し、それ以外の方の入札保証金は、後日指定された金融機関口座へ振り込みます。なお、落札者が指定する期限までに契約を締結しないとき、入札に際し不正な行為をしたとき、または入札参加の申込方法に違反したときは、入札保証金は本市に帰属し返還いたしません。

#### ⑥ 入札・開札・落札者の決定

【入札日時】

令和8年7月29日（水）午後1時30分から

※各物件の入札開始時刻については、参加申し込みをされた方へ申込締切後1週間以内に通知する予定です。

【受付会場及び控室】

札幌時計台ビル10階会議室

【入札会場】

札幌時計台ビル10階会議室

※入札開始時刻の20分前までに、受付会場へお越しくください。

【入札当日に必要な持ちもの】

- ・入札保証金の領収書原本とコピー（コピーは受付で提出していただきます）
- ・入札書（記名押印のあるもの）
- ・委任状（代理人が入札する場合。記名押印のあるもの）

【無効となる入札】

- 1 入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札書を提出した入札
- 2 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札
- 3 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない入札書を提出した入札
- 4 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札
- 5 入札者（代理人）が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

- 6 入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときのその双方の入札
- 7 他の入札者の代理人を兼ね、又は二以上の者の代理人として入札したときのそのすべての入札
- 8 その他入札に関する条件に違反した入札

【落札者の決定】

開札は入札終了後、入札会場にて行います。有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者といたします。同額の最高価格入札者が2名以上いる場合は、くじ引きにより決定いたします。

【入札結果の情報公開】

全入札者の入札金額及び入札者名（個人の場合は落札者名のみ）を札幌市都市局のホームページで公開いたします。

URL ; <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yochikanri/nyuusatsu>

## ⑦ 契約保証金の納付、契約の締結

落札者は、指定する契約締結期限（落札決定日から10営業日以内）までに契約を締結していただきます。契約にあたり、入札保証金は契約保証金へ充当します。

なお、契約締結後、次のいずれかに該当し契約が解除された場合、充当された契約保証金は原則返還いたしません。

- (1) 契約者の責めに帰す事由により契約を解除する場合
- (2) 契約者が納入期限までに売買代金を支払わない場合
- (3) 契約者が入札の際に不正な行為をしたことにより契約を解除する場合

【契約時に必要な持ちもの】

- ・印鑑（印鑑登録印）
- ・身分証明書（個人の場合のみ。本籍地市町村の戸籍窓口等で発行）…1通
- ・収入印紙（売買代金に応じた額分）

## ⑧ 売買代金の納入、所有権移転の登記等

【売買代金の支払方法と納入期限】

売買代金（落札金額から契約保証金を差し引いた残金）を、市がお渡しする納入通知書により指定金融機関にて一括で納めてください。納入期限は契約締結日から21営業日以内です。

【所有権移転の登記に必要な書類】

「売買代金の領収書の写し」および「登録免許税の領収証書（原本）」を提出していただきます。

## ○ 随時募集売払（先着申込者への売払）

### ① 申込資格・売払条件

一般競争入札の申込資格（4ページ②、5ページ④）と同様です。

### ② 対象物件

一般競争入札のお申し込みがなかった物件、または落札者が契約を締結しなかった物件を対象とします。なお、上記の状況にあっても実施しない場合がありますので、入札予定日以降にご確認ください。

### ③ 売払価格

公表している最低売却価格以上といたします。ただし、落札者が契約を締結しなかった物件は、落札額以上といたします。

### ④ 申し込みに必要な書類

随時募集売払申込書【様式5】に、添付書類（一般競争入札の申し込み（4ページ③）と同様）を添えて提出してください。

### ⑤ 申込方法

申し込みに必要な書類を下記申込先まで持参により提出してください。

### ⑥ 契約者の決定・契約保証金の納付

契約者の決定	④の書類を不備なく最初に持参した方を契約者に決定します。 ※先着順としているため、郵送では受付していません。	
契約保証金の納付	契約締結までに、契約保証金として売却価格に応じた次の金額を札幌市がお渡しする納付書で納めていただきます。	
	売却価格	契約保証金の額
	5000万円未満	10万円
	5000万円以上1億円未満	50万円
	1億円以上5億円未満	100万円
	5億円以上10億円未満	500万円

⑦ 契約締結期限・契約時に必要な持ちもの

契約締結期限	売払決定通知日から10営業日以内に契約していただきます。
契約時に必要な持ちもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 印鑑（印鑑登録印）</li> <li>2 印鑑登録証明書（個人）又は印鑑証明書（法人） 1通</li> <li>3 身分証明書（個人の場合のみ。本籍地市町村の戸籍窓口等で発行） 1通</li> <li>4 収入印紙（売買代金に応じた額分）</li> <li>5 契約保証金の領収書原本とコピー</li> </ol>
売買代金の納入期限	契約締結日から30営業日以内に売買代金を一括で納めていただきます。

⑧ 物件の現地立ち会いと引き渡し・所有権移転の登記

一般競争入札と同様です（6ページ⑧）。

⑨ 申込受付予定期間・申込先

<p>【受付予定時期】 令和8年（2026年）8月5日（水）～</p> <p>※ 入札による落札者が契約を締結しなかった場合は別途定めます。</p> <p>※ 土日祝日は除きます。</p> <p>※ 都合により、予告なく随時募集を終了する場合がありますので予めご了承ください。</p> <p>【受付時間】 9時～17時（ただし、12時～13時を除きます）</p> <p>【申込先】 札幌市建設局総務部用地管理課                  札幌市中央区北1条西2丁目1番地札幌時計台ビル 10階（南側）                  電話 011-211-2552</p>
---

# 物 件 説 明 書

中止

位置図・明細図

中止

## 物 件 説 明 書

<b>物件番号</b>	N2	<b>最低売却価格</b>	16,180,000 円			
<b>物件の表示</b>	所在	地番	地目	面積		
	札幌市北区新川西2条5丁目	685番110	宅地	公簿	実測	
		685番115	宅地	180.11㎡	180.11㎡	
計				182.72㎡	182.72㎡	
		362.83㎡	362.83㎡			
<b>法令に基づく制限</b>	都市計画法	区域区分	市街化区域			
		計画道路	なし	区域整理	なし	
		その他制限	なし			
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地			
		接面道路との関係	北東側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m	
			北西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員20.00m	
			南西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員10.91m	
	その他の法令等		札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画			
<b>私道負担に関する事項</b>		なし				
<b>公共供給施設</b>	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先			
	電気	配線 有	北海道電力㈱道央統括支社	0120-07-5154		
	ガス	配管 無	北海道ガス㈱	0570-008800		
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課	011-211-7032		
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当	011-818-3462		
<b>参考事項</b>	土地の現況	【公共ます】 下水道台帳施設平面図では設置されておりません。住宅等新築される場合は公共ます設置の申込をしてください。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。				
		【上水道】 本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。				
		【接面道路】 北西側接面道路歩道上に植樹帯1箇所、街路樹2本、市設街路灯1本、点字ブロックがあります。南側歩道上に電話柱1本、北東側歩道上に市設街路灯1本、共架柱1本があります。				
		【管理用柵】 土地を囲っている短管柵は、現状引渡しとなり札幌市では撤去いたしません。				
		【宅盤】 当該地から南東側にかけて一部傾斜（高い→低い）があります。				
		【埋蔵文化財】「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。				
		【土壌汚染】 土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。				
		【敷地内】 支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。				
<b>公共施設等</b>	北区役所（北、北24西6）	約7,000m	新川ひばりがはら公園（北、新川西2-4）	約200m		
	新川小学校（北、新川5-15）	約2,300m	地下鉄東西線 宮の沢駅	約5,500m		
	新川西中学校（北、新川4-15）	約2,400m	J R函館本線稲積公園駅	約2,500m		
	北警察署（北、北24西8）	約6,600m	中央バス 新川西2条5丁目	約200m		

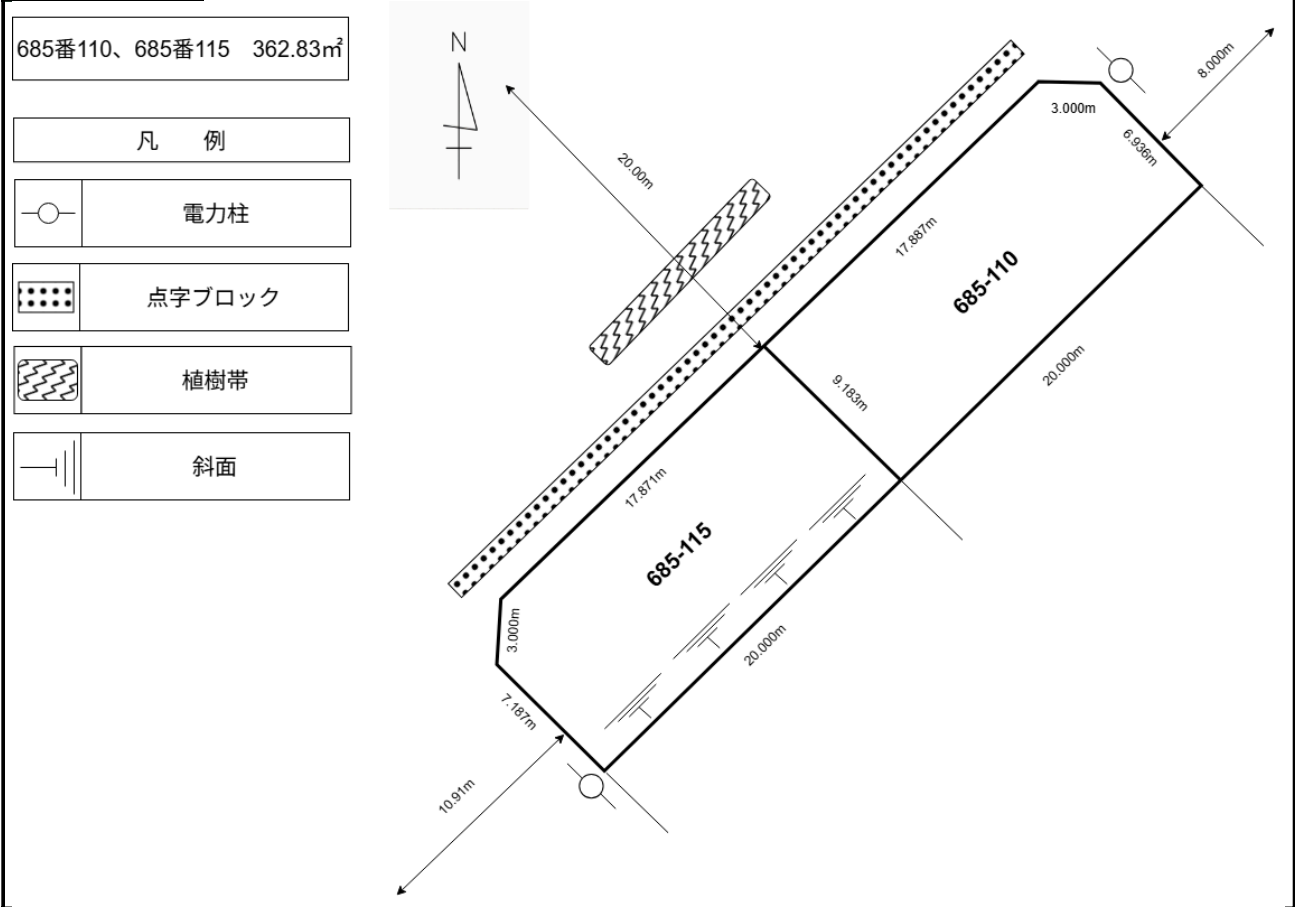
位置図・明細図

物件番号 N2

位置図 札幌市北区新川西2条5丁目685番110、685番115



明細図



物件説明書

物件番号		N3		最低売却価格		18,900,000 円	
物件の表示	所在	地番	地目	面積			
	札幌市北区新川西2条5丁目	685番228	宅地	公簿	実測	219.11㎡	219.11㎡
		685番234	宅地			221.71㎡	221.71㎡
計						440.82㎡	440.82㎡
法令に基づく制限	都市計画法	区域区分	市街化区域				
		計画道路	なし	区域整理	なし		
		その他制限	なし				
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地				
		接面道路との関係	北東側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m		
南東側	市道（舗装済・歩道有）		幅員20.00m				
南西側	市道（舗装済・歩道有）		幅員8.00m				
その他の法令等		札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画					
私道負担に関する事項		なし					
公共供給施設	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先				
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央統括支社		0120-07-5154		
	ガス	配管 無	北海道ガス(株)		0570-008800		
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課		011-211-7032		
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当		011-818-3462		
参考事項	土地の現況	【公共ます】 1箇所設置されています。下水道台帳施設平面図では設置されておりません。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。					
		【上水道】 本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。					
		【接面道路】 南東側接面道路歩道上に植樹帯1箇所、街路樹2本、点字ブロックがあります。					
		【越境物】 685番228の北西側隣接地（687番95）から一部コンクリート土留めの越境がありますが、札幌市と当該越境物所有者との間で取り扱いについての覚書を締結しています。					
		【埋蔵文化財】 「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。					
		【土壌汚染】 土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。					
	【敷地内】 支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。						
公共施設等	北区役所（北、北24西6）	約7,000m	新川ひばりがはら公園（北、新川西2-4）	約200m			
	新川小学校（北、新川5-15）	約2,300m	地下鉄東西線 宮の沢駅	約5,500m			
	新川西中学校（北、新川4-15）	約2,400m	J R函館本線稲積公園駅	約2,500m			
	北警察署（北、北24西8）	約6,600m	中央バス 新川西2条5丁目	約200m			

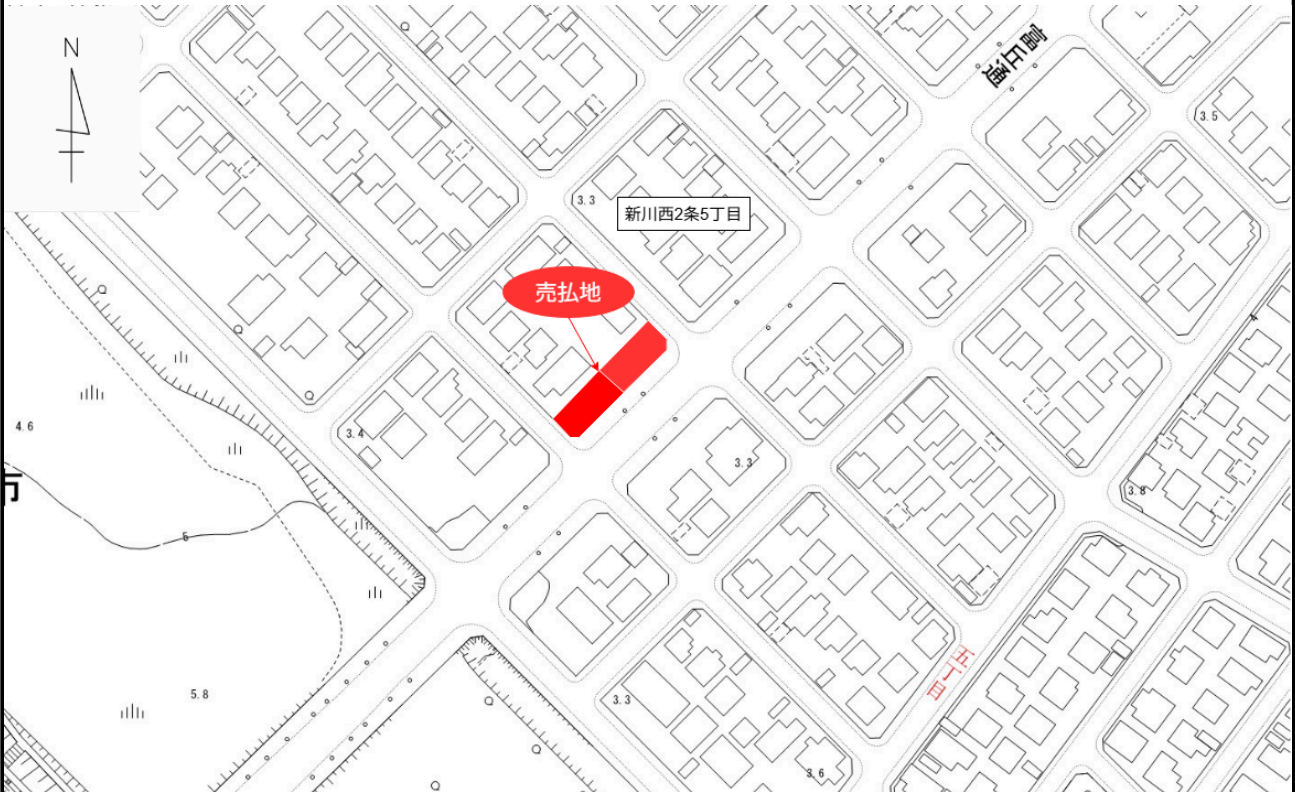
位置図・明細図

物件番号

N3

位置図

札幌市北区新川西2条5丁目685番228、685番234

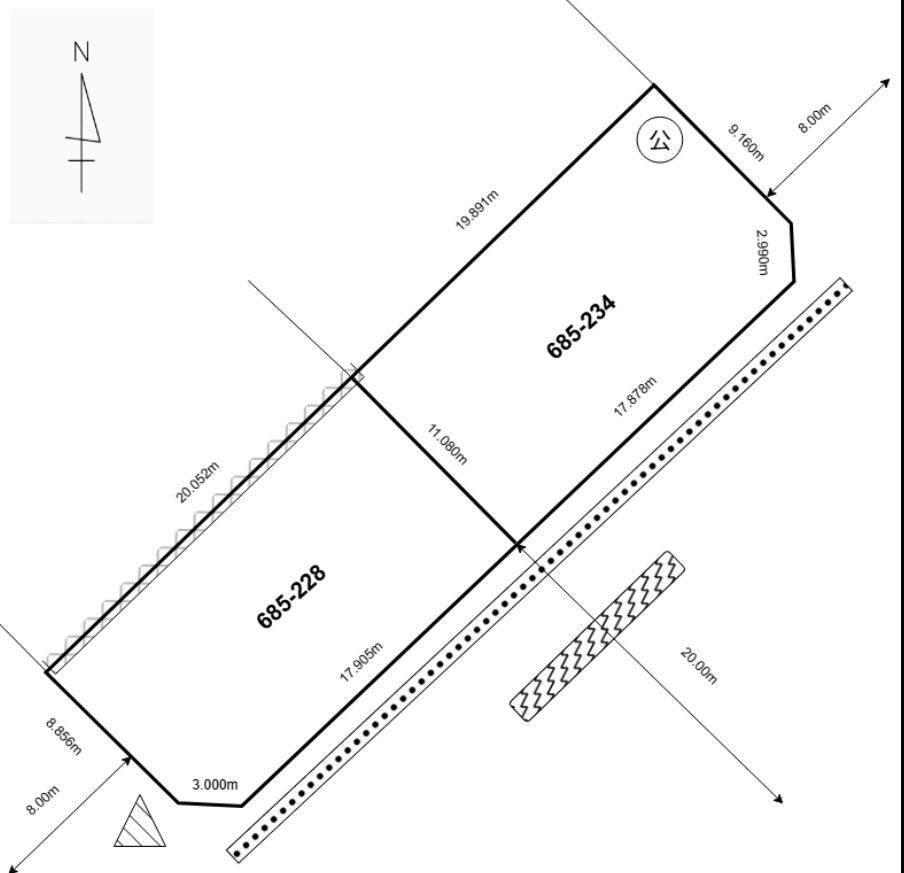


明細図

685番228、685番234 440.82㎡

凡 例

	公共汚水ます
	電力柱
	点字ブロック
	植樹帯
	越境物
	道路標識



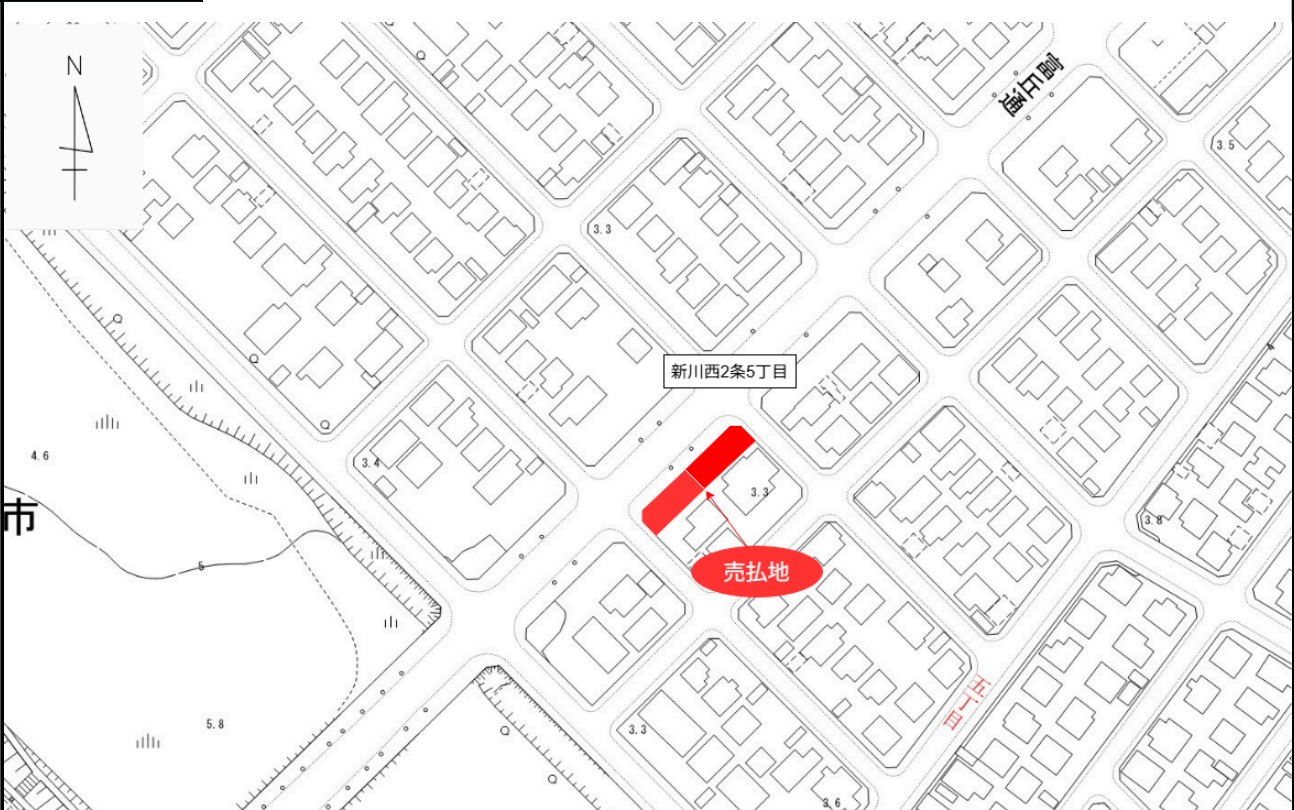
## 物 件 説 明 書

<b>物件番号</b>	N4	<b>最低売却価格</b>	15,620,000 円		
<b>物件の表示</b>	所在	地番	地目	面積	
				公簿	実測
	札幌市北区新川西2条5丁目	685番87 685番93	宅地 宅地	173.73㎡ 176.37㎡	173.73㎡ 176.37㎡
	計			350.10㎡	350.10㎡
<b>法令に基づく制限</b>	都市計画法	区域区分	市街化区域		
		計画道路	なし	区域整理	なし
		その他制限	なし		
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地		
		接面道路との関係	北東側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m
	北西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員20.00m		
	南西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m		
	その他の法令等	札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画			
<b>私道負担に関する事項</b>		なし			
<b>公共供給施設</b>	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先		
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央統括支社	0120-07-5154	
	ガス	配管 無	北海道ガス(株)	0570-008800	
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課	011-211-7032	
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当	011-818-3462	
<b>参考事項</b>	土地の現況	【公共ます】 下水道台帳施設平面図では設置されておりません。住宅等新築される場合は公共ます設置の申込をしてください。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。			
		【上水道】 本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。			
		【接面道路】 南東側接面道路歩道上に植樹帯1箇所、街路樹2本、点字ブロック、ゴミステーションがあります。			
		【埋蔵文化財】 「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。			
		【土壌汚染】 土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。			
	【敷地内】 支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。				
公共施設等	北区役所（北、北24西6）	約7,000m	新川ひばりがはら公園（北、新川西2-4）	約200m	
	新川小学校（北、新川5-15）	約2,300m	地下鉄東西線 宮の沢駅	約5,500m	
	新川西中学校（北、新川4-15）	約2,400m	J R函館本線稲積公園駅	約2,500m	
	北警察署（北、北24西8）	約6,600m	中央バス 新川西2条5丁目	約200m	

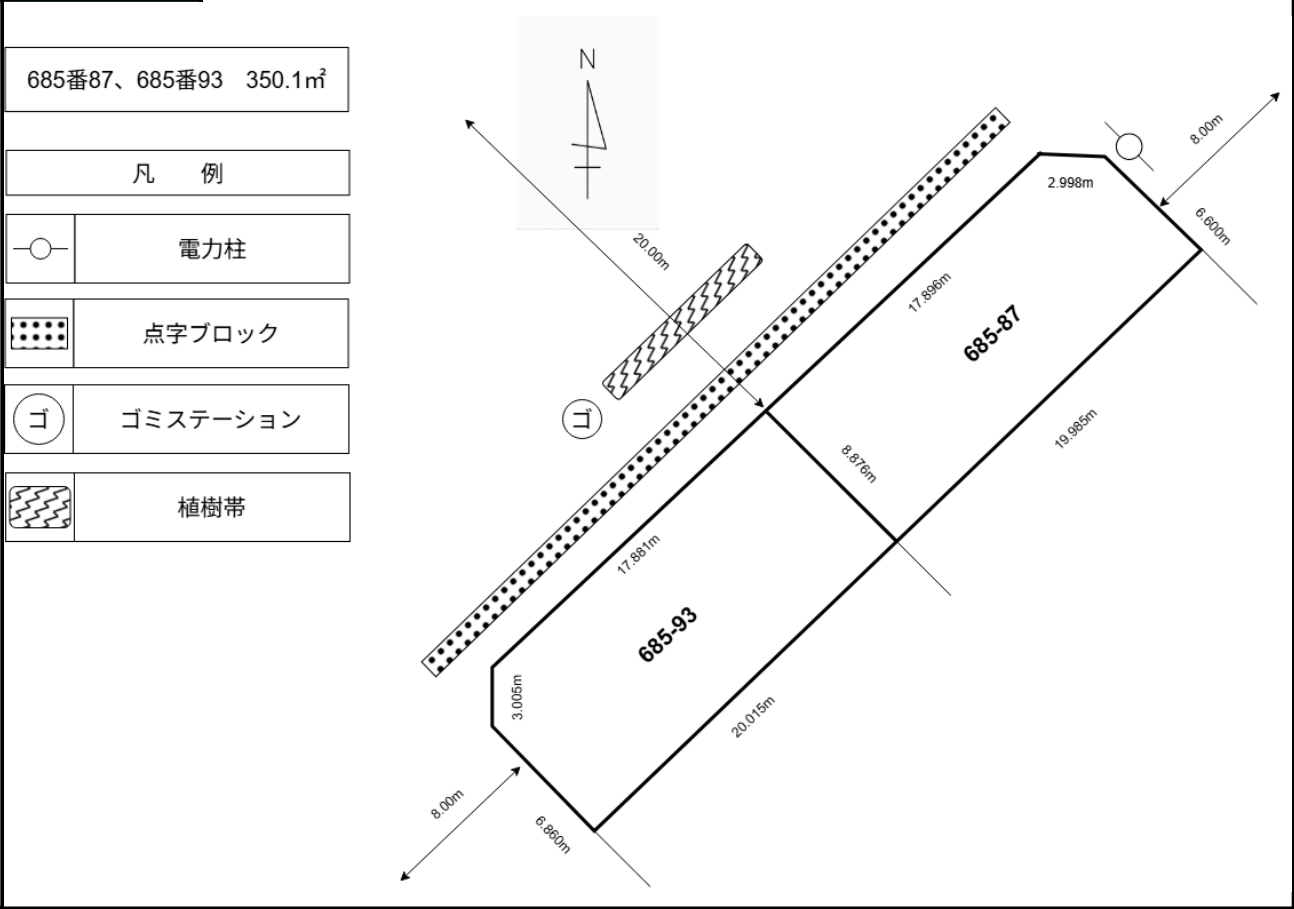
位置図・明細図

物件番号 N4

位置図 札幌市北区新川西2条5丁目685番87、685番93



明細図



物件説明書

物件番号		N5		最低売却価格		15,040,000 円	
物件の表示	所在	地番	地目	面積			
	札幌市北区新川西2条5丁目	685番64	宅地	公簿	実測	167.37㎡	167.37㎡
		685番71	宅地			169.97㎡	169.97㎡
計						337.34㎡	337.34㎡
法令に基づく制限	都市計画法	区域区分	市街化区域				
		計画道路	なし	区域整理	なし		
		その他制限	なし				
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地				
		接面道路との関係	北西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員	20.00m	
北東側	市道（舗装済・歩道有）		幅員	10.00m			
南西側	市道（舗装済・歩道有）		幅員	8.00m			
その他の法令等	札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画						
私道負担に関する事項		なし					
公共供給施設	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先				
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央統括支社		0120-07-5154		
	ガス	配管 無	北海道ガス(株)		0570-008800		
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課		011-211-7032		
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当		011-818-3462		
参考事項	土地の現況	【公共ます】	下水道台帳施設平面図では設置されておりません。住宅等新築される場合は公共ます設置の申込をしてください。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。				
		【上水道】	本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。				
		【接面道路】	北西側接面道路歩道上に植樹帯1箇所、街路樹2本、点字ブロックがあります。				
		【越境物】	685番64の南東側隣接地（685番65）から一部コンクリート土留めの越境がありますが、札幌市と当該越境物所有者との間で取り扱いについての覚書を締結しています。				
		【埋蔵文化財】	「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。				
		【土壌汚染】	土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。				
	【敷地内】	支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。					
公共施設等	北区役所（北、北24西6）	約7,000m	新川ひばりがはら公園（北、新川西2-4）	約200m			
	新川小学校（北、新川5-15）	約2,300m	地下鉄東西線 宮の沢駅	約5,500m			
	新川西中学校（北、新川4-15）	約2,400m	J R函館本線稲積公園駅	約2,500m			
	北警察署（北、北24西8）	約6,600m	中央バス 新川西2条5丁目	約200m			

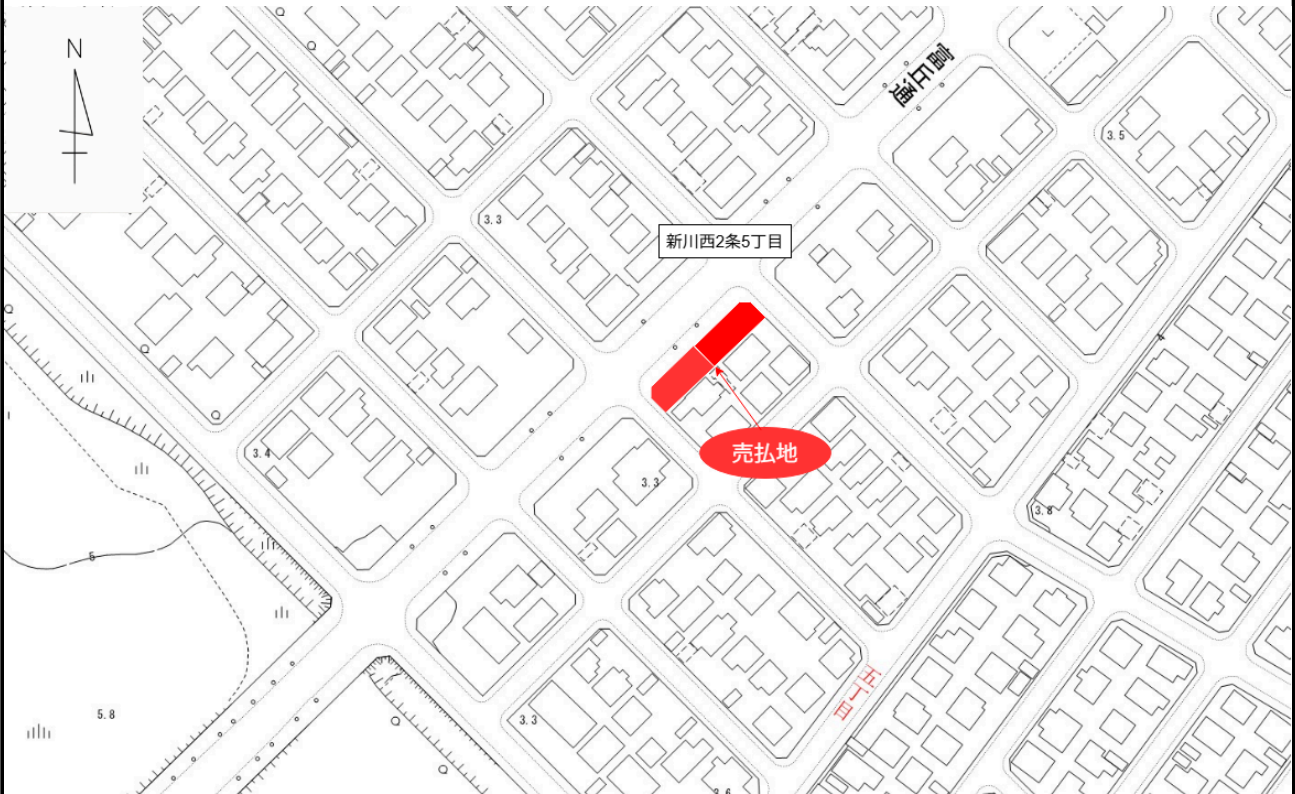
位置図・明細図

物件番号

N5

位置図

札幌市北区新川西2条5丁目685番64、685番71

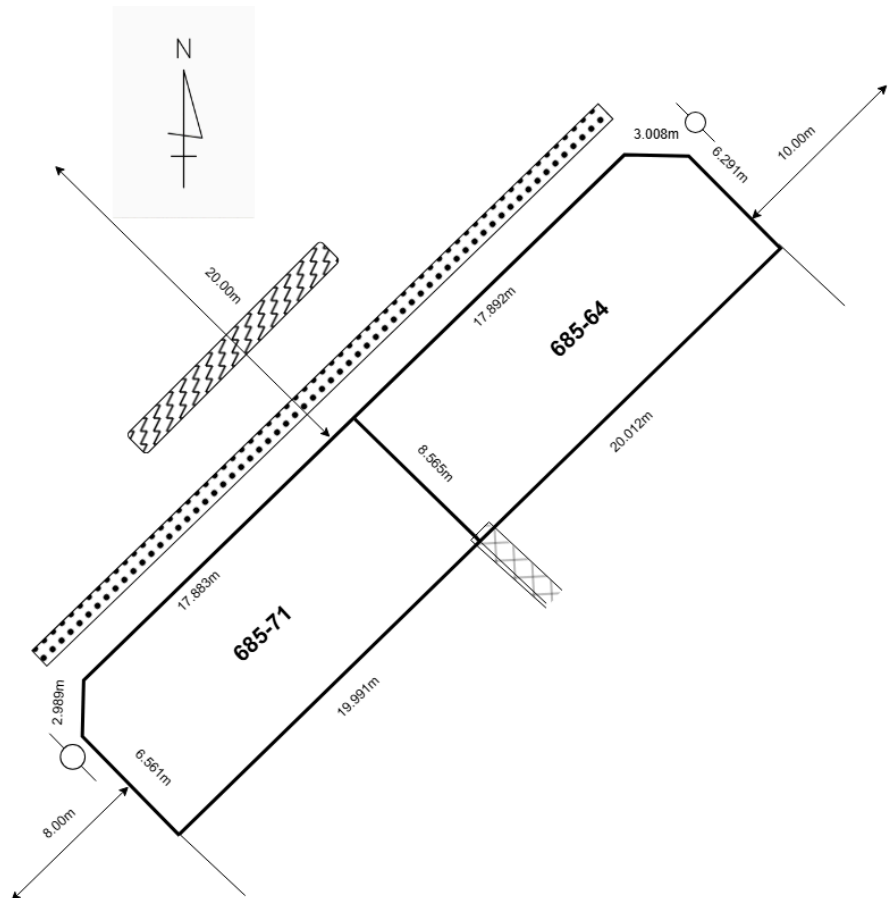


明細図

685番64、685番71 428.08㎡

凡例

	電力柱
	点字ブロック
	植樹帯
	越境物



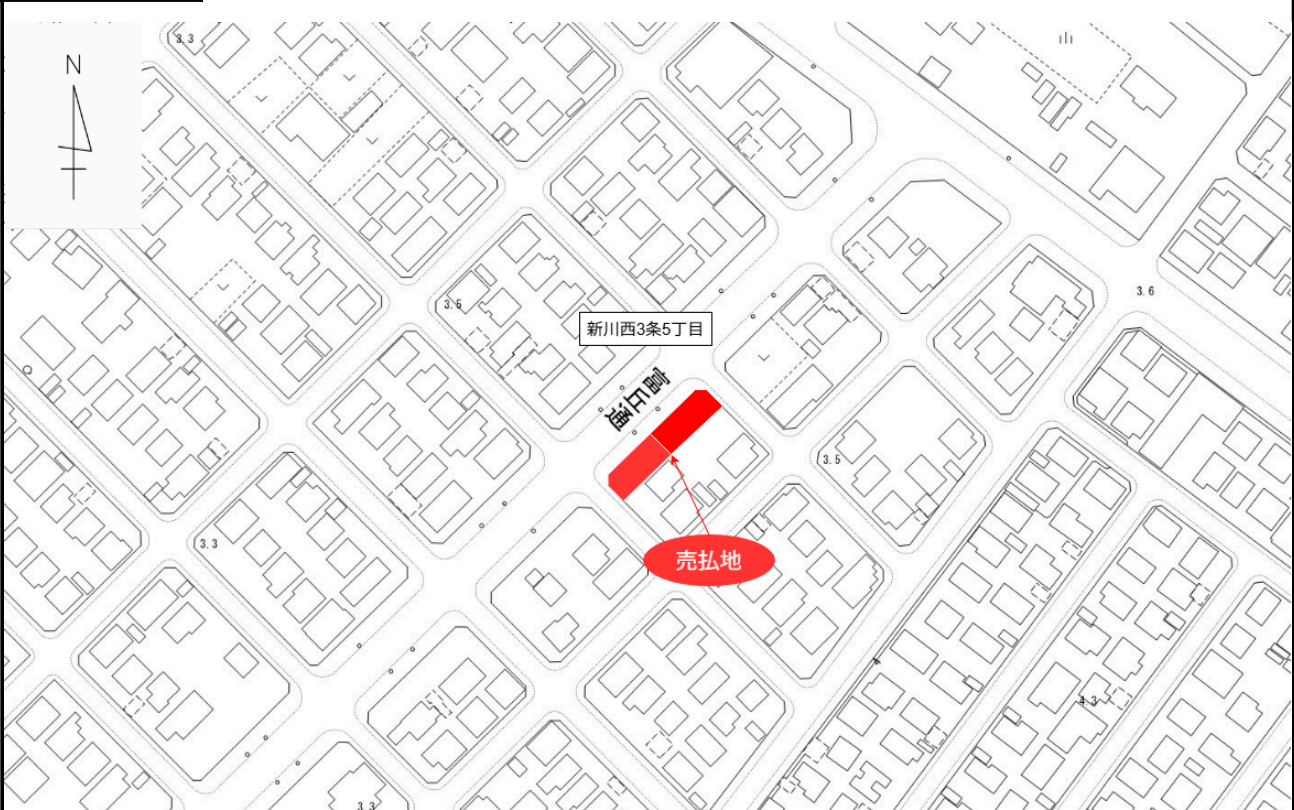
## 物 件 説 明 書

<b>物件番号</b>	N6	<b>最低売却価格</b>	14,600,000 円		
<b>物件の表示</b>	所在	地番	地目	面積	
	札幌市北区新川西3条5丁目	685番19	宅地	公簿	実測
		685番27	宅地	154.35㎡	154.35㎡
計			156.97㎡	156.97㎡	311.32㎡
<b>法令に基づく制限</b>	都市計画法	区域区分	市街化区域		
		計画道路	なし	区域整理	なし
		その他制限	なし		
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地		
		接面道路との関係	北西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員20.00m
		北東側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m	
		南西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員8.00m	
その他の法令等		札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画			
<b>私道負担に関する事項</b>		なし			
<b>公共供給施設</b>	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先		
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央統括支社	0120-07-5154	
	ガス	配管 無	北海道ガス(株)	0570-008800	
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課	011-211-7032	
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当	011-818-3462	
<b>参考事項</b>	土地の現況	【公共ます】 1箇所設置されています。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。			
		【上水道】 本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。			
		【接面道路】 西側接面道路歩道上に植樹帯1箇所、街路樹2本、点字ブロック、ゴミステーション、北東側に市設街路灯1本、電力柱1本があります。			
		【埋蔵文化財】「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。			
		【土壌汚染】 土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。			
	【敷地内】 支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。				
公共施設等	北区役所（北、北24西6）	約7,000m	新川ひばりがはら公園（北、新川西2-4）	約200m	
	新川小学校（北、新川5-15）	約2,300m	地下鉄東西線 宮の沢駅	約5,500m	
	新川西中学校（北、新川4-15）	約2,400m	J R函館本線稲積公園駅	約2,500m	
	北警察署（北、北24西8）	約6,600m	中央バス 新川西2条5丁目	約500m	

位置図・明細図

物件番号 N6

位置図 札幌市北区新川西3条5丁目685番19、685番27

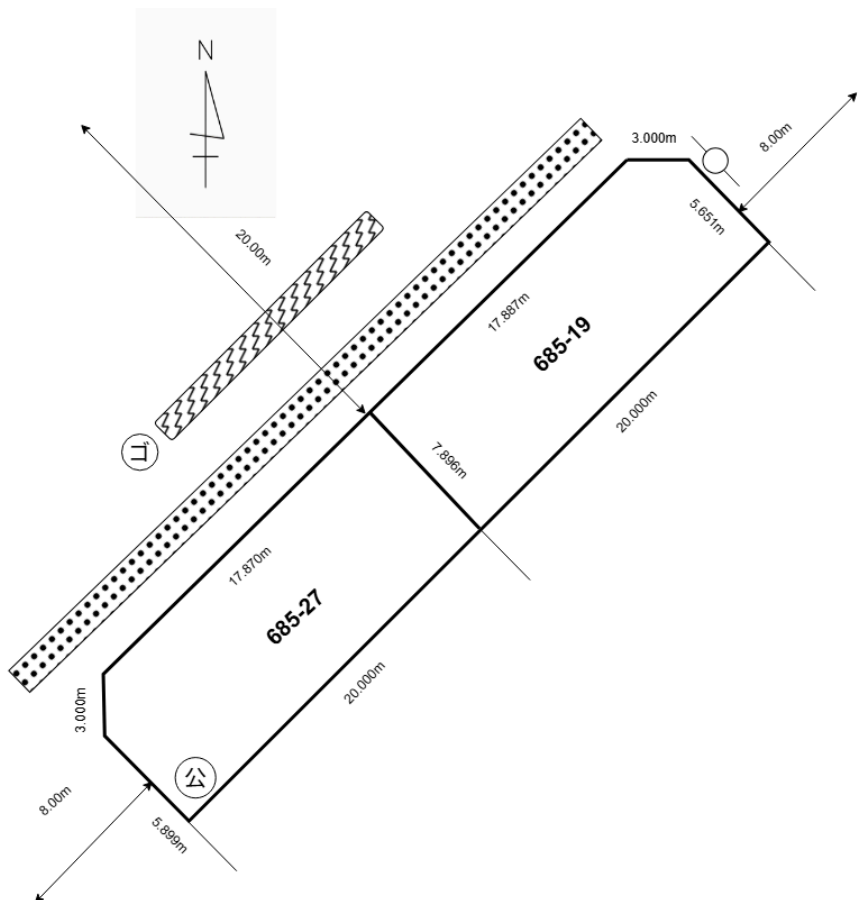


明細図

685番19、685番27 311.32㎡

凡 例

-  公共汚水ます
-  電力柱
-  点字ブロック
-  ゴミステーション
-  植樹帯

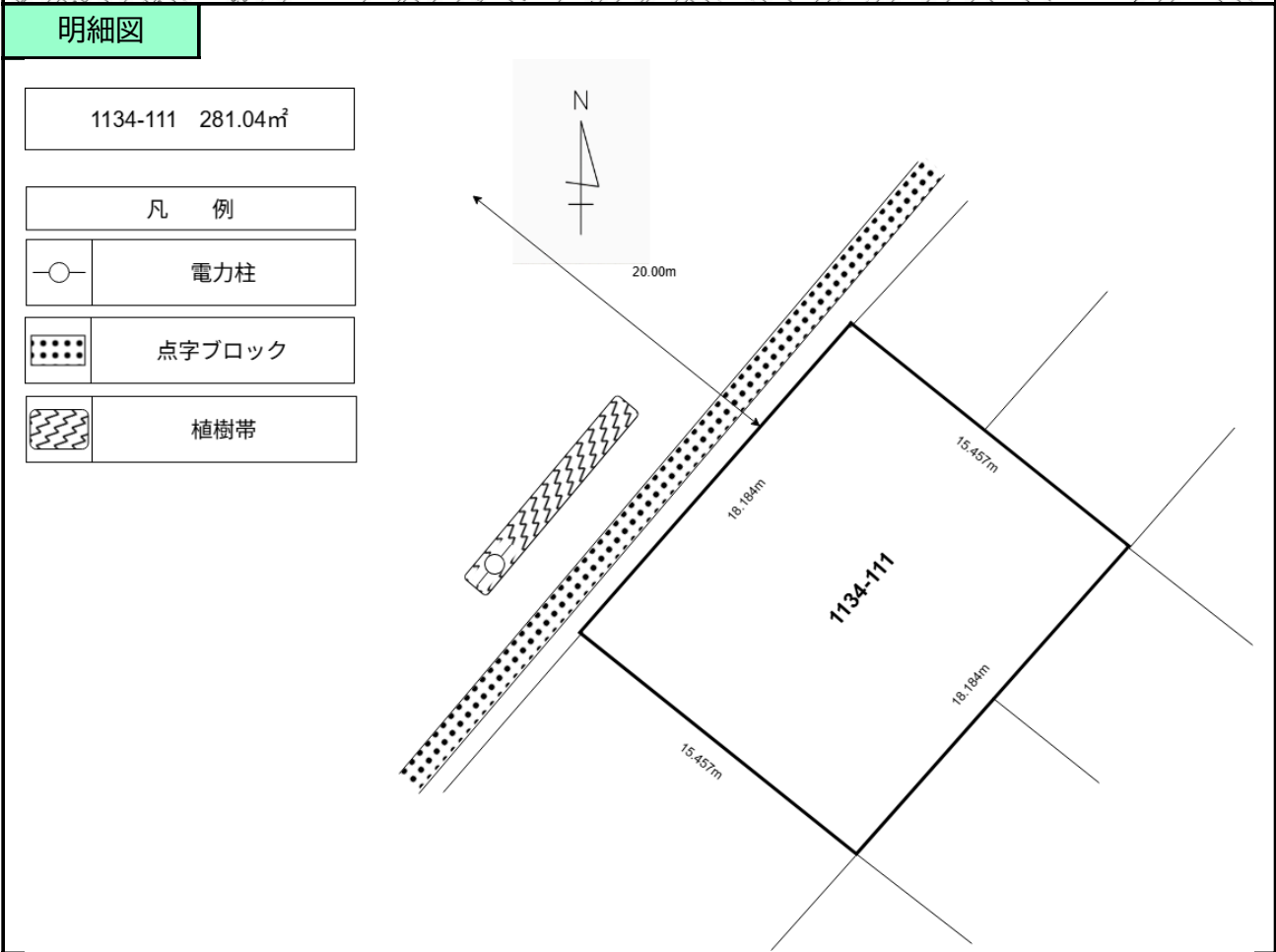
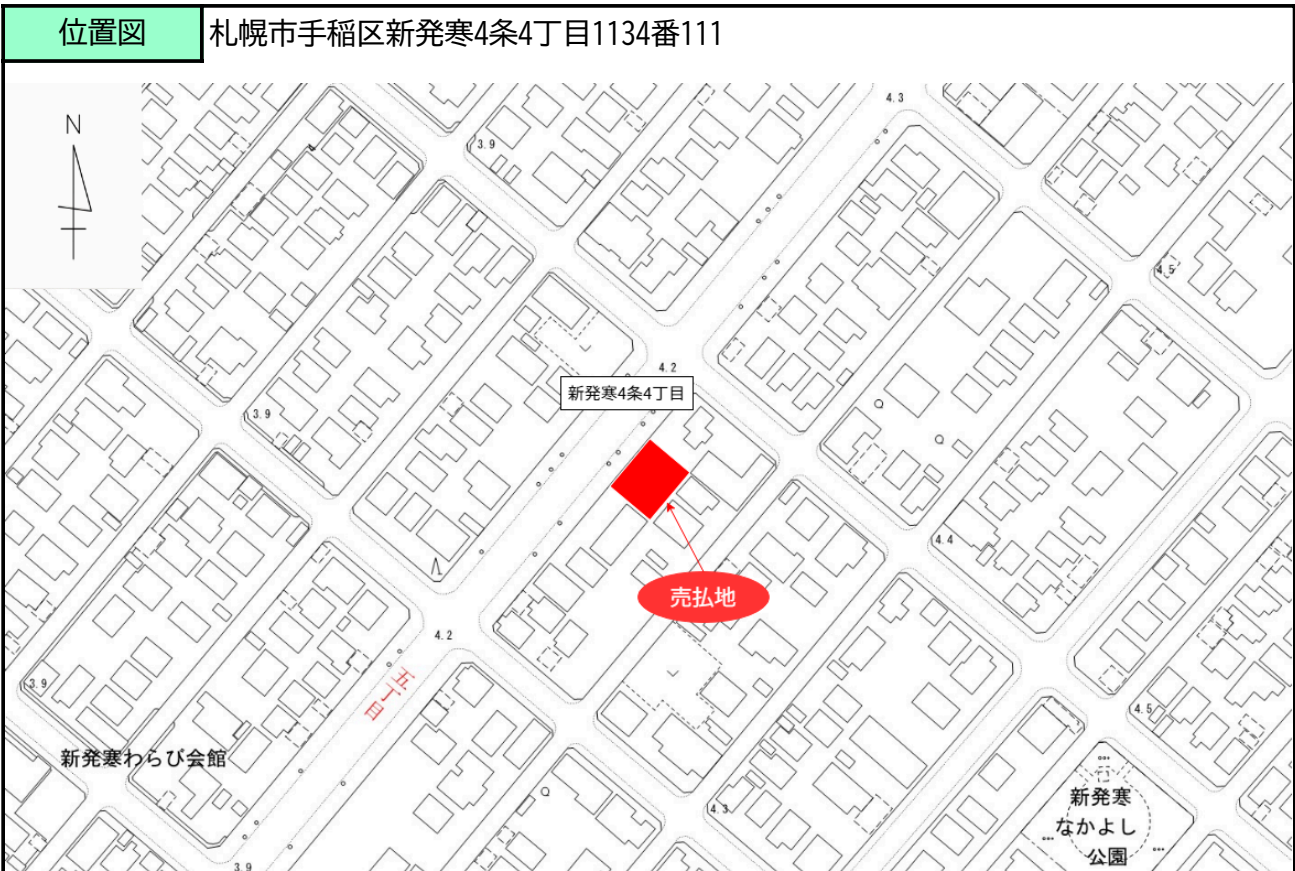


## 物 件 説 明 書

<b>物件番号</b>	N7	<b>最低売却価格</b>	27,260,000 円		
<b>物件の表示</b>	所在	地番	地目	面積	
				公簿	実測
	札幌市手稲区新発寒4条4丁目	1134番111	宅地	281.04㎡	281.04㎡
	計			281.04㎡	281.04㎡
<b>法令に基づく制限</b>	都市計画法	区域区分	市街化区域		
		計画道路	なし	区域整理	なし
		その他制限	なし		
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他地域地区	18m高度地区、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住系市街地		
		接面道路との関係	北西側	市道（舗装済・歩道有）	幅員20.00m
その他の法令等		札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市屋外広告物条例、札幌市立地適正化計画			
<b>私道負担に関する事項</b>		なし			
<b>公共供給施設</b>	種類	接面道路についての状況	主な問い合わせ先		
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央統括支社	0120-07-5154	
	ガス	配管 有	北海道ガス(株)	0570-008800	
	上水道	配管 有	札幌市水道局給水課	011-211-7032	
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局排水指導課窓口調整担当	011-818-3462	
<b>参考事項</b>	土地の現況	【公共ます】 設置されておりません。住宅等新築される場合は公共ます設置の申込をしてください。詳細は排水指導課窓口調整担当（011-818-3462）へお問い合わせください。			
		【上水道】 本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。			
		【接面道路】 北西側接面道路歩道上に共架柱1本、植樹帯1箇所、街路樹2本、点字ブロックがあります。			
		【埋蔵文化財】「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその他隣接地等に該当しない地区です。			
		【土壌汚染】 土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。			
		【敷地内】 支障物件調査のため試掘調査を行い地下埋設物は撤去していますが、微量の取り残しが存在することがありますので、御了承願います。宅地造成等の際に地中からガラや石等が出土した場合の撤去費用等は買受者にてご負担願います。			
<b>公共施設等</b>	手稲区役所（手、前田1-11）	2,200m	新発寒なかよし公園（手、新発寒4-3）	200m	
	新発寒小学校（手、新発寒2-2）	600m	地下鉄東西線 宮の沢駅	2,600m	
	稲積中学校（手、前田4-5）	800m	JR函館本線 稲積公園駅	1,000m	
	手稲警察署（手、富丘1-4）	1,300m	JRバス 新発寒4条4丁目	50m	

位置図・明細図

物件番号 N7



## ○ 公有財産売買契約書(標準様式)

### 1 土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積

### 2 契約金額及び支払方法

A 売買代金		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
B 契約保証金	入札保証金を充当する。	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
C 差し引き金額 (A - B)	支払期限 令和 年 月 日	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

### 3 その他約定事項

	内容
所有権移転・引渡し	上記Cを完納したときに、行われたものとする。
契約に必要な費用	買主が収入印紙代 〇〇〇, 〇〇〇円を負担する。
登記に必要な費用	買主が登録免許税を納付する。

札幌市（以下「売主」という。）と〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

#### （信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### （売買物件）

第2条 売主は、標記物件（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主は、これを所在及び面積を確認して売主から買い受ける。

#### （売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 買主は、前項の売買代金から次条第1項の契約保証金を差し引いた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、売主の発行する納入通知書により令和〇〇年〇〇月〇〇日までに一括納入しなければならない。

(契約保証金)

第4条 買主は、契約締結までに契約保証金として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を売主に支払うものとする。

2 前項の契約保証金は、既に納付済の入札保証金から全額を充当するものとする。

3 売主は、買主が前条第2項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（指定期限までに売買代金を納入しない場合にあつては、第13条第1項第2号に規定する違約金を含む。）を完納したとき、売主から買主へ移転する。

2 前項の規定により所有権が移転したとき、同時に売買物件を現況で引渡し（以下単に「引渡し」という。）が行なわれたものとする。

(従物の帰属)

第6条 本物件に従属する樹木・塀等は、本契約に特段の定めがない場合は買主に帰属する。

(登記の囑託)

第7条 売主は、第5条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したときは、買主の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を囑託するものとする。

2 前項の登記の囑託に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から第5条第2項に規定する引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の売主又は買主のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、売主及び買主は書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、買主は、売主に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(特約条項)

第9条 買主は、売買物件が売買契約書添付の物件概要説明書等（別紙）に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第9条の2 買主が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合に限り、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、買主は、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

4 前条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第10条 買主は、この物件を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するほか公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 買主は、この物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 買主は、前項の第三者がこの物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

4 買主は、この物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定め  
に反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、同項の使用の禁止をまぬ  
がれるものではない。

5 買主は、前項の第三者が新たな第三者にこの物件を使用させる場合も同様に、第1項  
及び前項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 買主は、引渡しの日から5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正  
化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに類す  
る業の用に供してはならない。

2 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件の所有権を第三者に移転する場合には、  
その残存期間について、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対し  
て同項の定め  
に反する使用をさせてはならない。

3 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件を第三者に使用させる場合には、その残  
存期間について、当該第三者に対して第1項の定め  
に反する使用をさせてはならない。こ  
の場合において、買主は同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(実地調査等)

第12条 売主は、前2条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、買主に対  
し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査  
し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買主は、売主から要求があるときは、前2条に規定する内容に関し、その事実を証す  
る書類その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。  
い。

3 買主は、正当な理由なく前2項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告  
若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買主は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に規定す  
る金額を違約金として売主に支払わなければならない。

(1) 第10条又は第11条に規定する義務に違反したときは、売買代金の30パー  
セントに相当する金額

(2) 買主は、第3条第2項に規定する義務を履行せず指定する期限後に納める場合  
は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6パー  
セントの利率で計算した金額

2 買主が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する  
暴力団関係事業者（以下「暴力団関係者」という。）に該当することが売買物件の引き渡  
し後に判明したときは、買主は、売買代金の30パーセントに相当する金額を違約金とし  
て売主に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、催告しないで、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 暴力団関係者に該当することが判明したとき。
- (3) 契約の締結に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(返還金等)

第15条 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は買主に返還する。

- (1) 売主の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。
- (2) 所有権が移転する前において、天災地変その他の事由により売買物件が滅失又は損傷し、売主の責任において原状回復することが困難であるとき。

2 売主は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を買主に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

3 売主は、この契約を解除したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

4 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復及び返還)

第16条 買主は、売主が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、売主の指示するところにより、売買物件を引渡し時の状態に回復したうえで、売主に返還しなければならない。

2 前項の場合において、買主は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として売主の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。

3 買主は、第1項に規定するところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第18条 売主は、第15条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に規定する違約金又は第16条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(相隣関係等)

第20条 買主は、物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売主 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広 印

買主 住 所

氏 名 印

## ○ 契約時の主な留意事項

### ① 公有財産売買契約書の物件の表示

契約書に記載する地目は登記上のもので、必ずしも現況と一致しておりません。

また、面積は登記面積となっており、引き渡し後の実測による面積と差異があっても売買代金の清算は行いません。

なお、地目変更、地積更正、分筆、地図（公図）訂正等が必要な場合は、所有権移転登記後に買主で行ってください。

### ② 契約書で義務付けられている事項

(1) 売買代金は、指定期日までに納入通知書で一括納入しなければならない。

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用してはならない。

(3) 物件の引き渡しから5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。

(4) 売買代金を納入期限後に支払った場合は、違約金として当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6%の利率で計算した金額を支払わなければならない。

(5) 上記(2)、(3)の禁止用途に使用した場合または売買物件の引き渡し後に契約者が暴力団員若しくは暴力団関係事業者該当することが判明した場合は、違約金として売買代金の30%に相当する額を支払わなければならない。

(6) 契約が解除された場合は、札幌市の指示により売買物件を引き渡し時の状態に回復したうえで、札幌市に返還しなければならない。

(7) 契約が解除された場合は、札幌市が指定する期日までに、物件の所有権移転登記の承諾書を札幌市に提出しなければならない。

### ③ 契約解除する場合の留意事項

契約に定める義務を履行しないとき、または契約者が暴力団員若しくは暴力団関係事業者該当することが判明したときは、契約を解除することがあります。その際の受領済みの売買代金等については、次のとおり対応いたします。

(1) 受領済みの売買代金は返還いたします。なお、利息は付しません。

(2) 契約者が負担した契約の費用（収入印紙代や交通費等）は返還いたしません。

(3) 契約者が支払った違約金または売買物件に費やした改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他一切の費用は返還いたしません。

#### ④ 損害賠償

契約者が契約書に定める義務を履行しなかったことにより札幌市が損害を受けたときは、その損害の賠償を契約者に請求いたします。

# ○ 申込書類の記入例

## ① 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

様式-N3

### 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

**記入例**

札幌市長 秋元 克広 様

提出日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
※本枠内をご記入ください

**※フリガナを忘れずに記入**

### 入札参加申込書

私は、下記の公有財産を買い受けたいので、募集案内書に記載されている内容を了承し、申込に必要な資格を有していることを誓約したうえで申し込みます。この誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うこと及び当該官公署に申込者の個人情報提供されることを承諾します。また、当該物件に対する「入札金額」及び「入札者名」（個人の場合は落札者名のみ）を札幌市公式ホームページにおいて公表することについても承諾します。

申込者の代表者 (共同入札)	住所(所在地)	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地	* 担当者名と連絡先を必ず記入	
	フリガナ氏名 (名称及び代表者名)	カブシキシャマツダツツロ イセキカクシヤカクシヤ カクシヤ 株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎	本件責任者及び担当者	山田 五郎
共有者	住所(所在地)	〒065-0025 札幌市東区北25条東2丁目1番地	* 共同入札を行なう場合は、申込者同様に共有者となる者の住所、氏名などを記入	
	フリガナ氏名 (名称及び代表者名)	カブシキシャマツダツツロ イセキカクシヤカクシヤ カクシヤ 株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎	本件責任者及び担当者	鈴木 一郎

連絡先 011 - \*\*\*\* - \*\*\*\* (勤務先)  
090 - \*\*\*\* - \*\*\*\* (携帯)

連絡先 011 - \*\*\*\* - \*\*\*\* (勤務先)  
090 - \*\*\*\* - \*\*\*\* (携帯)

【添付書類】 個人：住民票、印鑑登録証明書 1通 法人：役員名簿、登記簿謄本、印鑑証明書 各1通 ※3ヶ月以内の発行  
【注意事項】 1 複数の物件を申し込む場合は、物件ごとにこの入札参加申込書兼入札保証金返還請求書が必要になります。  
2 共同入札する場合は共有者欄に記入し、3名以上の場合は、もう1枚に追加記入してホチキス止めしてください。

物件番号	N〇	物件所在・地番	札幌市 〇〇 区 〇〇 〇〇 条 〇〇 丁目 〇 番 〇〇
------	----	---------	-------------------------------

札幌市長 様 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者(入札保証金を納付した者)

住所	北海道 札幌市中央区 北1条西2丁目1番地
氏名	株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎

私は、次の者に入札保証金及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者(代理人)

住所	北海道 札幌市東区 北25条東2丁目1番地
氏名	株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎

※ 印鑑は、印影が変形しない印鑑をお使いください。(ゴム印等は不可)  
※ 申込者が請求する場合は、委任状は必要ありませんので、無記入でご提出ください。

札幌市長 様 入札保証金返還請求書

請求日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札日を記入してください(請求事由発生は入札日のため)

証金の返還を請求します。

1 物件番号、所在・地番、請求金額(納付済金額) 納付する入札保証金の金額を記入

物件番号	N〇	物件所在・地番	札幌市〇〇区 〇〇番〇〇
請求金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇 円		

請求金額は、頭に「¥」を付け、右詰で記入してください。

2 請求者及び請求印

住所(所在地)	〒065-0025 札幌市東区北25条	請求印	
フリガナ氏名 (名称及び代表者名)	カブシキシャマツダツツロ イセキカクシヤカクシヤ カクシヤ 株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎	* 法人の場合は、代表者印を押印	

3 振込先金融機関(郵便局以外)

振込先	金融機関名	店舗名	種別	口座番号
	〇〇銀行	〇〇支店	普通当座	1234567

【注意事項】 申込者が請求する場合  
振込先口座は申込者と同一名称の口座にしてください。  
申込者以外の者の口座に振り込みを希望する場合は、  
左の委任状により請求及び受領の権限を委任者が請求をしてください。請求印は受任者欄に押印を押してください。

○で囲む

② 入札保証金の納付書

入力内容に誤りがないか  
ご確認ください

札幌市 納付書・領収書 (納人控) (歳入歳出外現金)

帳票コード	本庁及び区コード	主管課コード	年度	予算経路コード	会計	款	項目	節	細節
11	00	29B03			50		01	00	

住所: ○○市○○区○○条○○丁目 ○○番○○号

納人: 氏名又は法人名 様

口座番号: 02700-6-960033

加入者: 札幌市会計管理者

取りまとめ員: 小樽貯金事務センター (主管課)

建) 総務部 用地管理課 011-211-2552

受入番号: \_\_\_\_\_ 整理番号: \_\_\_\_\_

金額	0,000,000	円
延滞金 日分		
合計	0,000,000	

(科目名) 目入札保証金 節

領収日付印

右のとおり納付します。  
令和 年 月 日  
( 年)

右のとおり領収しました。

\* 領収日付印のない領収書は無効です。 (1)

【納付書のお渡し時期】

後日郵送でお渡しします。

【納付期限】

入札執行前までに金融機関で納めてください。

【領収書の確認】

入札受付で納付を確認します。原本とコピーを持参してください。

③ 入札書

様式-N 6

記入例

参加する入札物件の番号及び所在地番を記入してください。

入 札 書

物件番号	N 〇〇
所在地番	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇

入札金額を記入し、頭に必ず「¥」または「金」を記入してください。

入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

募集案内書の記載事項及び公有財産売買契約書の約定を承知し、上記金額のとおり入札します。

札幌市長 秋元 克広 様

入札日を記入して下さい。

令和 年 月 日

法人の場合に代表者名の記入漏れが多いのでご注意ください。

入札者（代表者）

住 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号	
氏 名	株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎	印

法人の場合は、代表者印を押印してください（会社印不可）。

代理人

氏 名	山田 五郎	印
-----	-------	---

（注意事項）

入札する際には、裏面の注意事項をよくお読みいただき、入札が無効にならないようご注意ください。

申込者の住所（所在地）、氏名（名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。代理人が入札する場合は、入札者欄の印は省略できます。

代理の方が入札に参加するときは、代理人の氏名を記入し、委任状と同一印を押してください。

④ 委任状

様式-N7

記入例

**委 任 状**

申込者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者名)を記入し、押印してください。

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

委任者(代表者)

住 所	〒○○○-○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目○番○号		
氏 名	株式会社○○札幌 代表取締役 札幌 太郎	印	

私は、令和 年 月 日に実施する次の物件について、一般競争入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

物件番号	NO	NO	NO			
------	----	----	----	--	--	--

記

代理人

住 所	札幌市○○区○○条○○丁目○番○号		
氏 名	山田 五郎	印	

<注意事項>  
※ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

⑤ 役員名簿（申込者が法人の場合のみ）

様式-共通17

記入例

役員名簿

役職名	ふりがな 氏名	住所	本籍地	生年月日	性別
代表取締役	さっぼろ たるう 札幌 太郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 中央区	昭和〇.〇.〇	男
取締役	さっぼろ はなこ 札幌 花子	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 北区	昭和〇.〇.〇	女
取締役	さっぼろ いちろう 札幌 一郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 南区	昭和〇.〇.〇	男
取締役	さっぼろ じろう 札幌 二郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 東区	昭和〇.〇.〇	男
監査役	さっぼろ さぶろう 札幌 三郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 西区	昭和〇.〇.〇	男

(注1) 登記事項証明書に記載されている役員全員を記載すること。申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

(注2) 本籍地欄は、東京23区又は政令指定都市に所在する場合は区まで、それ以外の場合は市町村まで記載すること。

(注3) 役員が外国人である場合は、氏名欄に氏名及び通称名を、本籍地欄に国籍を記載すること。

## ○ 申し込み・入札時の必要書類チェック

### ① 申し込みに必要な添付書類のチェック

【個人で申し込む方】

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（記載事項の確認及び印鑑登録印を押印して  
いますか？）

住民票（本籍が記載されていますか？）

印鑑登録証明書

添付書類は提出日より3ヶ月前以内に発行されたものですか？

【法人で申し込む方】

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（記載事項の確認及び印鑑登録印を押印して  
いますか？）

登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書ですか？）

役員名簿（札幌市が指定する様式ですか？）

印鑑証明書

添付書類は提出日より3ヶ月前以内に発行されたものですか？

### ② 入札執行日受付までに用意するもののチェック

入札保証金の領収書（原本とコピー両方お持ちですか？）

入札書（住所、氏名等の記載や押印漏れはありませんか？）

委任状（法人の社員の方が入札する場合や、代理入札する場合は、ご用意しました  
か？）

委任状（入札書の代理人印と委任状の代理人印は同一ですか？）

## ○ 入札執行の流れ

※入札会場へは、入札者（代理人がいる場合は代理人）以外入室することができません。

### ① 入札の受付

受付会場にて入札保証金の領収書を提出してください。なお、代理人が入札する場合は、代理権限を証明する委任状を併せて提出してください。

### ② 入札室へ移動

入札時間となりましたら入札室にご案内します。

### ③ 入札

入札執行者の指示に従い順次入札箱に入札書を投函してください。なお、一度投函した入札書は、引き換え、変更または取消しはできません。

**④ 開札**

開札は入札者及び立会人の面前で行います。

**⑤ 落札者の決定**

有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者といたします。なお、落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定いたします。

また、開札の結果、落札者がいないときに再度入札は行いません。

〈MEMO〉